

社会福祉法人幸府福祉会 ホームページ運営規定

(目的)

第1条 情報発信と収集のための手段が多様化するなか、さらに広く簡便かつ迅速な情報を伝達することを目的として社会福祉法人幸府福祉会（以下「法人」という。）及び各施設・事業所（以下「各事業所」という）において有効、適切に運営するため、本規定を定める。

(運営方針)

第2条 法人において提供する情報は、公益に資することを基本とし、社会福祉法第70条等が求める施設台帳記載内容を満たすものとする。そのため、法人の事業等の情報を概括的に提供し、利用者・家族相互の活発な情報交換を図るとともに、情報の正確性、的確性、迅速性に留意し、またプライバシーの配慮に努めるものとする。

(掲載内容)

第3条 以下の内容を基本として、運営・管理体制を勘案しつつ、必要に応じて充実を図る。

- (1) 法人・各事業所情報
- (2) 事業概要
- (3) 法人・各事業所の実施する行事等の周知案内
- (4) 法人・各事業所の事業に対する苦情対応等

(運営・管理体制)

第4条

- (1) 運営・管理者は理事長とし、理事長はその権限を各事業所責任者及び広報委員会委員長へ委譲することができる。
- (2) 前項の運営管理者は、ホームページ担当職員を任命することができる。
- (3) 運営管理に関するルール等は、必要に応じて諸会議にて協議、意見交換を行う。
- (4) ホームページを更新・削除する際は、法人本部の決裁を受けることとする。ただし、日常的な定期更新・削除は除く。

(運営・管理に関する個別事項)

第5条

- (1) 情報の作成及び更新・削除は、第3条の掲載及び更新内容については、当該事業の法人及び各事業所にて作成し、運営管理者の決済を得、ホームページ担当者が最終確認後、ホームページ上に転送する。
- (2) 情報の更新・削除はホームページ担当職員で行う。

(禁止行為)

第6条 本ホームページにおいて次の行為を禁止する。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 第三者の人権を侵害する行為
- (3) 第三者の知的財産を侵害する行為
- (4) 第三者に迷惑又は損害を与える行為
- (5) ウイルスなどで情報資源を破壊する行為
- (6) 情報資源への不法侵入を目的としたプログラムを作成及び配布する行為
- (7) その他、法人のネットワークの正常な運営を妨げる行為

附則

この規定は平成26年1月1日から施行する。